

改正 令和元年 7 月 24 日 原規放発第 19072414 号 原子力規制委員会決定

令和元年 7 月 24 日

原子力規制委員会

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正に伴う
原子力規制委員会規程の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について（原規総発第 130326014 号） 別表第 1
- (2) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112714 号） 別表第 2
- (3) 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号） 別表第 3
- (4) 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第 13112716 号） 別表第 4
- (5) 原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について（原規放発第 1503127 号） 別表第 5
- (6) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（原規規発第 17041919 号） 別表第 6
- (7) 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（原規放発第 17121320 号） 別表第 7

附 則

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

別表第1 原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>原子力規制委員会が、事業者等に対する<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について</p> <p>1. 目的</p> <p>原子力規制委員会は、平成25年4月1日より、文部科学省から<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）（以下「<u>放射性同位元素等規制法</u>」という。）に基づく事務が移管される。これに伴い、原子力規制委員会は、平成25年4月1日以降、<u>放射性同位元素等規制法</u>に基づく安全規制に関して最終的な意思決定を行う主体となるが、事案によっては、当該委員会が、事業者等に対する<u>放射性同位元素等規制法</u>に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、その参考として、外部の有識者（以下「外部有識者」という。）から意見を聴く場合において検討会等の中立性を適切に確保する必要がある。そのため、原則として議事、資料及び議事録を公開する等別に定めるところに基づいて透明性を高めることにより対応することを基本としつつ、利益相反に関連する可能性のある情報として、外部有識</p>	<p>原子力規制委員会が、事業者等に対する<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について</p> <p>1. 目的</p> <p>原子力規制委員会は、平成25年4月1日より、文部科学省から<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第162号）（以下「<u>放射線障害防止法</u>」という。）に基づく事務が移管される。これに伴い、原子力規制委員会は、平成25年4月1日以降、<u>放射線障害防止法</u>に基づく安全規制に関して最終的な意思決定を行う主体となるが、事案によっては、当該委員会が、事業者等に対する<u>放射線障害防止法</u>に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、その参考として、外部の有識者（以下「外部有識者」という。）から意見を聴く場合において検討会等の中立性を適切に確保する必要がある。そのため、原則として議事、資料及び議事録を公開する等別に定めるところに基づいて透明性を高めることにより対応することを基本としつつ、利益相反に関連する可能性のある情報として、外部有識</p>

者の事業者等との関係に関する情報の公開を行うための運用等を定める。

2. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

事業者等に対する放射性同位元素等規制法に基づく安全規制に関し、専門的見地から意見を求める外部有識者を検討会等の構成員として任命するときは、当該外部有識者に別添1に従い、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。

①～③ (略)

3. 除外要件とする事項

放射性同位元素等規制法に基づく安全規制に係る一般的事案ではなく、事業者等の個別施設に係る事案（以下「個別事案」という。）に関し専門的見地から意見を求める外部有識者を検討会等の構成員として任命するときは、当該有識者に別添1に従い、上記2. ①から③のいずれか該当するものについて自己申告を求めることに加え、更に当該有識者に別添2に従い、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて自己申告を求め、いずれにも該当しない者のうちから外部有識者を選定し、構成員として任命するとともに、任命後、それらの情報を公開する。

ただし、個別事案の内容により意見を求める特定の専門分野の外部有識者が限られている場合など、相当の事由があると原子力規制委員

者の事業者等との関係に関する情報の公開を行うための運用等を定める。

2. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

事業者等に対する放射線障害防止法に基づく安全規制に関し、専門的見地から意見を求める外部有識者を検討会等の構成員として任命するときは、当該外部有識者に別添1に従い、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。

①～③ (略)

3. 除外要件とする事項

放射線障害防止法に基づく安全規制に係る一般的事案ではなく、事業者等の個別施設に係る事案（以下「個別事案」という。）に関し専門的見地から意見を求める外部有識者を検討会等の構成員として任命するときは、当該有識者に別添1に従い、上記2. ①から③のいずれか該当するものについて自己申告を求めることに加え、更に当該有識者に別添2に従い、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて自己申告を求め、いずれにも該当しない者のうちから外部有識者を選定し、構成員として任命するとともに、任命後、それらの情報を公開する。

ただし、個別事案の内容により意見を求める特定の専門分野の外部有識者が限られている場合など、相当の事由があると原子力規制委員

会が認めるものについては、この限りではない。なお、その場合については、その事由を公開する。

(1)・(2) (略)

(別添1)

原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

(A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から③のいずれにも該当しない活動であることを申告します。

会が認めるものについては、この限りではない。なお、その場合については、その事由を公開する。

(1)・(2) (略)

(別添1)

原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

(A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から③のいずれにも該当しない活動であることを申告します。

□ (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から③のいずれかに該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(略)

(別添2)

原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書
(個別事案に係るもの)

「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

□ (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から③のいずれかに該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(略)

(別添2)

原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書
(個別事案に係るもの)

「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3.(1)及び3.(2)のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3.(1)及び3.(2)に該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(略)

- (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3.(1)及び3.(2)のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3.(1)及び3.(2)に該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(略)

別表第2 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
表1 廃止措置主任者の選任要件		表1 廃止措置主任者の選任要件	
(略)	(略)	(略)	(略)
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ～ハ (略) ニ <u>放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</u>	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ～ハ (略) ニ <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</u>

別表第3 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
表1 廃止措置主任者の選任要件		表1 廃止措置主任者の選任要件	
(略)	(略)	(略)	(略)
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ・ロ (略) ハ <u>放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</u>	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ・ロ (略) ハ <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</u>

別表第4 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
表1 廃止措置主任者の選任要件		表1 廃止措置主任者の選任要件	
(略)	(略)	(略)	(略)
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ～ハ (略) ニ <u>放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</u>	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ～ハ (略) ニ <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</u>

別表第5 原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. 適用範囲</p> <p>INES評価は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第62条の3の規定又は<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）第31条の2の規定に基づき、原子力規制委員会に報告された事故・故障等の事象（以下「法令報告事象」という。）に対して実施する。</p>	<p>1. 適用範囲</p> <p>INES評価は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第62条の3の規定又は<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）第33条第3項の規定若しくは<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則</u>（昭和35年総理府令第56号）第39条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会に報告又は届出された事故・故障等の事象（以下「法令報告事象」という。）に対して実施する。</p>

別表第6 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第4 保安規定に定められるべき事項 (略)</p> <p>6 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け(研開炉規則第87条第3項第5号の2) (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>I (略)</p> <p>i (略)</p> <p>ii もんじゅの構内に核燃料物質が存在しない場合 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状、法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状又は<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者 (略)</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 (略)</p> <p>6 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け(研開炉規則第87条第3項第5号の2) (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>I (略)</p> <p>i (略)</p> <p>ii もんじゅの構内に核燃料物質が存在しない場合 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状、法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状又は<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者 (略)</p>

別表第7 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. 本ガイドの位置づけについて</p> <p><u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）、届出貨貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）及び許可廃棄業者（以下「使用者等」という。）には、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律施行令</u>（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第1条に規定する放射性同位元素若しくは令第2条の放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の業を開始する前に、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則</u>（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第21条第1項の各号において規定されている事項について放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に定め、原子力規制委員会に届け出ることが義務付けられている。</p> <p>また、放射性同位元素若しくは放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）又は放射線発生装置の使用者等は、許可証又は放射性同位元素等の許可申請書若しくは届出書（変更を含む。以下「申請書等」という。）の記載内容並びに使用、保管、廃棄及び運搬（以下「取扱い」という。）の技術上の基準等において規制要求をしている事項を遵守することはもとより、放射性同位元素等の取扱いに係る放射線障</p>	<p>1. 本ガイドの位置づけについて</p> <p><u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）、届出貨貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）及び許可廃棄業者（以下「使用者等」という。）には、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令</u>（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第1条に規定する放射性同位元素若しくは令第2条の放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の業を開始する前に、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則</u>（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第21条第1項の各号において規定されている事項について放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に定め、原子力規制委員会に届け出ることが義務付けられている。</p> <p>また、放射性同位元素若しくは放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）又は放射線発生装置の使用者等は、許可証又は放射性同位元素等の許可申請書若しくは届出書（変更を含む。以下「申請書等」という。）の記載内容並びに使用、保管、廃棄及び運搬（以下「取扱い」という。）の技術上の基準等において規制要求をしている事項を</p>

害を防止するため、使用者等自らが安全管理を確実に実施するために必要な事項を予防規程に定める必要がある。

本ガイドは、予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものである。

なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。

2. 予防規程に定めるべき事項について

(略)

0-7) 予防規程に定める事項のうち、他法令等に基づき作成した規程が予防規程で定めるべき事項として合致している場合には、当該規定を活用することはできる。その場合、当該規定の名称を予防規程に記載すること。

(略)

1-1) (略)

② (略)

【例】

- ・ 教育及び訓練の計画等に対する指導及び指示

(略)

遵守することはもとより、放射性同位元素等の取扱いに係る放射線障害を防止するため、使用者等自らが安全管理を確実に実施するために必要な事項を予防規程に定める必要がある。

本ガイドは、予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものである。

なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。

2. 予防規程に定めるべき事項について

(略)

0-7) 放射線障害予防規程に定める事項のうち、他法令等に基づき作成した規程が放射線障害予防規程で定めるべき事項として合致している場合には、当該規定を活用することはできる。その場合、当該規定の名称を放射線障害予防規程に記載すること。

(略)

1-1) (略)

② (略)

【例】

- ・ 教育訓練の計画等に対する指導及び指示

(略)

4-3) (略)
(略)
・下限数量を超えない密封されていない放射性同位元素のみを取り扱う従事者に対する規則第 21 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練の実施
(略)

規則第 21 条第 1 項第 7 号 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練 (次条及び第 24 条第 1 項第 1 号タにおいて単に「教育及び訓練」という。) に関すること。

放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設は多岐にわたるため、放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示 (平成 3 年科学技術庁告示第 10 号) では使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を 1 台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いて各項目の最低時間数を定めている。このため、本号では、許可届出使用者及び許可廃棄業者が放射性同位元素等の性状及び数量、放射線発生装置の種類並びにこれらの使用等の実態に応じて適切な時間数を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

7-1) 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練 (以下「教育及び訓練」という。) に関する責任者を規定すること。

4-3) (略)
(略)
・下限数量を超えない密封されていない放射性同位元素のみを取り扱う従事者に対する規則第 21 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する教育及び訓練の実施
(略)

規則第 21 条第 1 項第 7 号 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設は多岐にわたるため、教育及び訓練の時間数を定める告示 (平成 3 年科学技術庁告示第 10 号) では使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を 1 台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いて各項目の最低時間数を定めている。このため、本号では、許可届出使用者及び許可廃棄業者が放射性同位元素等の性状及び数量、放射線発生装置の種類並びにこれらの使用等の実態に応じて適切な時間数を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

7-1) 教育及び訓練に関する責任者を規定すること。

7-2) 規則第 21 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定される者に対し、使用の実態等を踏まえて、初回及び定期の教育及び訓練の項目及び時間数を決定する手順を定めること。

(略)

規則第 21 条第 1 項第 10 号 法第 25 条に規定する放射線障害の防止に関する記帳及び保存に関すること。

【対象事業者：使用者等】

(略)

14-3) (略)

・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成 30 年原子力規制委員会告示第 2 号。以下「告示」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に定める放射性同位元素（放散性 RI）の場合

(略)

7-2) 規則第 21 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定される者に対し、使用の実態等を踏まえて、初回及び定期の教育訓練の項目及び時間数を決定する手順を定めること。

(略)

規則第 21 条第 1 項第 10 号 法第 25 条に規定する記帳及び保存に関すること。

【対象事業者：使用者等】

(略)

14-3) (略)

・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（○年○告示○号。以下「告示」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に定める放射性同位元素（放散性 RI）の場合

(略)